

1 行動計画策定の趣旨

名古屋市（以下「市」という。）では、平成20（2008）年4月に施行した名古屋市食の安全・安心条例（以下「食の安全・安心条例」という。）に基づき、食の安全・安心の確保のための行動計画を策定し、関係各局の連携のもと、全市的に食品の安全確保に努めてきました。

食の安全・安心の確保のための行動計画2023（以下「行動計画2023」という。）の期間中（令和元年度～5年度）には、食品衛生法等が改正されたことに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛の影響で、自宅で過ごす時間が増えたことに伴い、新しい非接触・非対面のサービスが現れています。さらに、SDGs（持続可能な開発目標）への取組みの推進など、食をとりまく社会情勢や環境は変化しています。



また本市では、令和8年（2026年）に国際的な交流の舞台であるアジア競技大会・アジアパラ競技大会の開催を控え、令和9年（2027年）以降には、リニア中央新幹線の開業が予定されており、国内外から多くの人々が訪れ、本市の「食」の魅力を発信する機会にもなります。

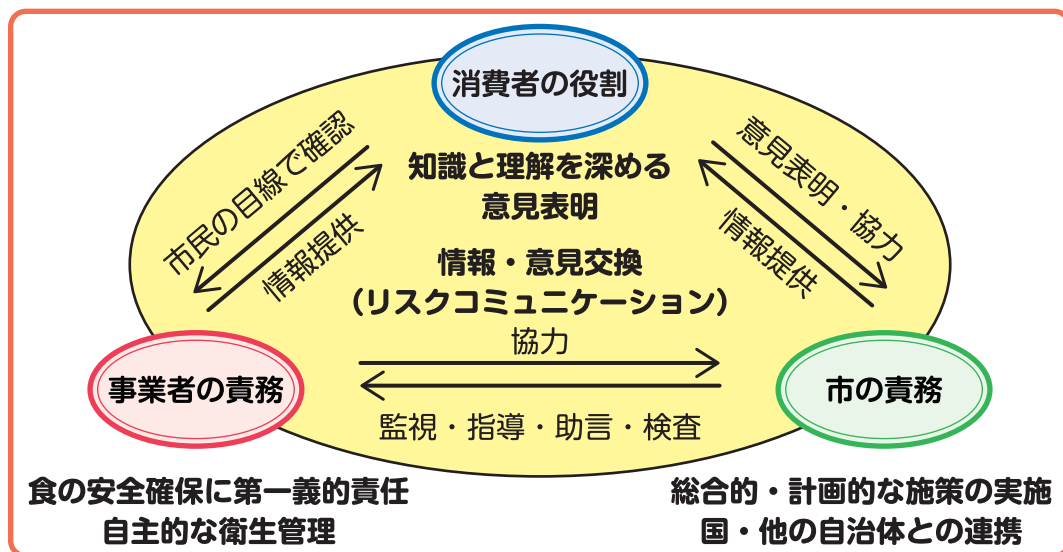
以上のことを踏まえ、食の安全・安心の対策を総合的かつ計画的に推進するため、行動計画2023を引き継ぐ次期計画として、食の安全・安心の確保のための行動計画2028（以下「行動計画2028」という。）を策定します。

●食の安全・安心の対策を総合的に推進



2 食の安全・安心条例の目指すべき姿

食の安全が市民の基本的な権利であることを尊重し、現在及び将来にわたって市民の健康の保護を図るため、市、事業者、消費者がその責務と役割を果たすとともに、関係者間で情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）を十分に行い、相互に理解・協力することによって、食の安全・安心が確保されることを目指します。



3 食の安全・安心についての基本的な考え方

(1) あらゆる食品にはリスクが存在する

食品は、古くから人間が生きていくために調理法などにより危害をもたらす要因（病原微生物、有害化学物質、硬質異物など）を取り除く工夫をして、栄養やエネルギー源として食べてきたものです。

しかし、長い食経験があるからといって、誤った調理や過剰摂取などの食べ方によっては、健康への悪影響を及ぼします。また、かつて平均寿命が80歳を超えるような時代はなかったため、80年を超える長期的な摂取による影響は十分に分かっていないと言えます。

そこで、あらゆる食品にリスクが存在することを認識したうえで、健康への悪影響が生じないようにするために、生産から消費の各段階において、リスクを低減する管理が必要となります。

(2) 安全が信頼されて安心が得られる

ア 食の「安全」とは

あらゆる食品にはリスクがありますが、科学的な手法を用いることで客観的にその程度を測ることができます。それらのリスクが、事業者及び行政の様々な取組みにより、健康への影響を及ぼさない範囲まで低減されている状態を「安全」とします。

イ 食の「安心」とは

安心は個人の感じ方といった主観的な要素に左右されます。事業者や行政の安全確保の取組みについて、市民が十分に情報を得ることができ、それを理解し、納得することで、市民の信頼が醸成されている状態を「安心」とします。



4 行動計画の基本的事項

(1) 位置づけ

行動計画は、食の安全・安心条例第7条に基づき、市民のみなさまの意見を反映し、食の安全・安心に関する施策を中期的な視野で実施するために、その施策の大綱及びその他必要な事項を定めるものです。

また、名古屋市基本構想のもと、長期的展望に立ったまちづくりを明確化する「名古屋市総合計画」や「食育基本法」に基づき策定する「名古屋市食育推進計画」、「名古屋市消費生活条例」及び「消費者教育の推進に関する法律」に基づき策定される「名古屋市消費者行政推進プラン」、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき策定される「食品ロス削減推進計画」など、関係する計画やプランなどとも整合、連携を図りながら、各種施策を実施します。



(2) 期間

社会情勢の変化に合わせて食を取り巻く環境も変化していくことが想定され、時代に沿った施策の推進が求められることから、計画期間を5年間とします。

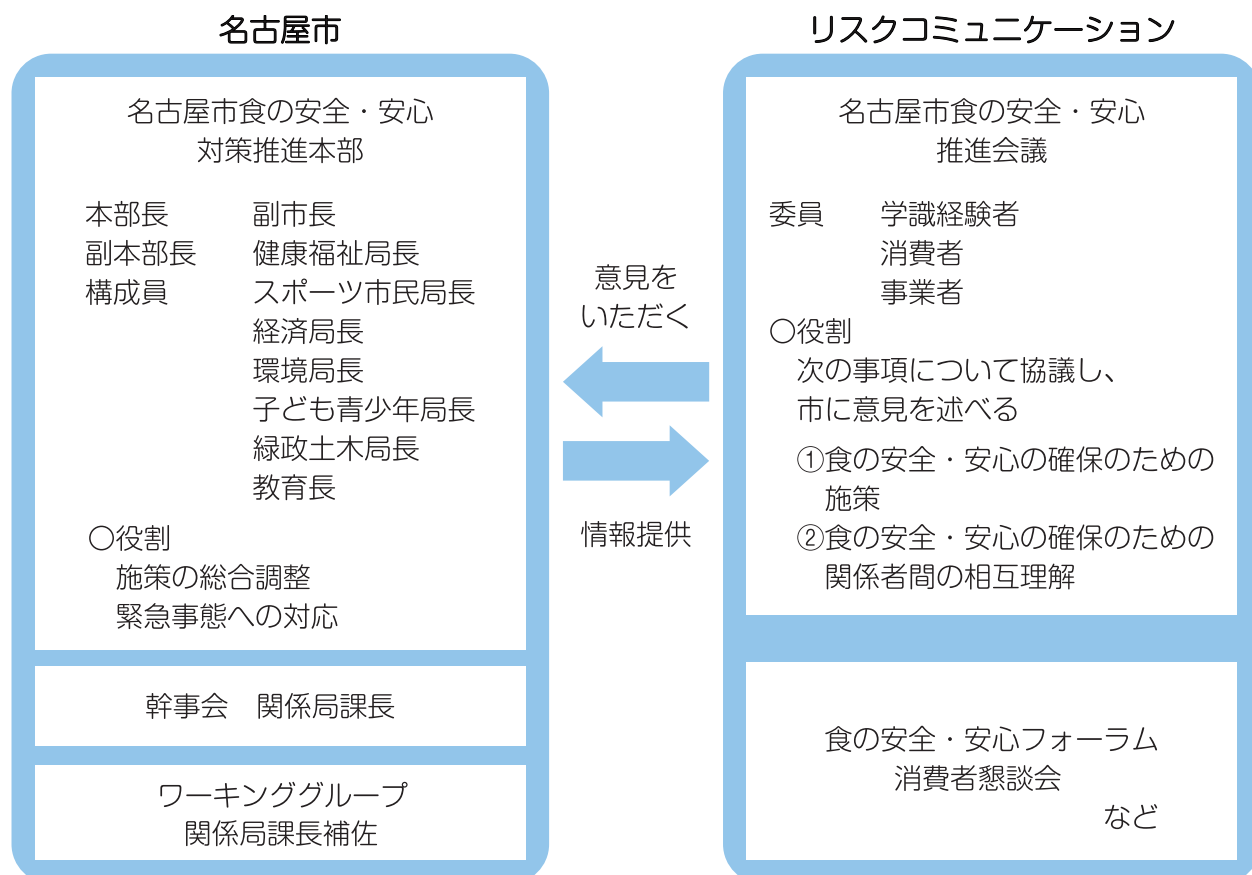
5 行動計画の推進体制

(1) 名古屋市食の安全・安心対策推進本部（以下「推進本部」という。）

市の6局1委員会で構成し、食の安全・安心に関する情報の収集及び共有を行うとともに、施策の調整及び推進を図ります。

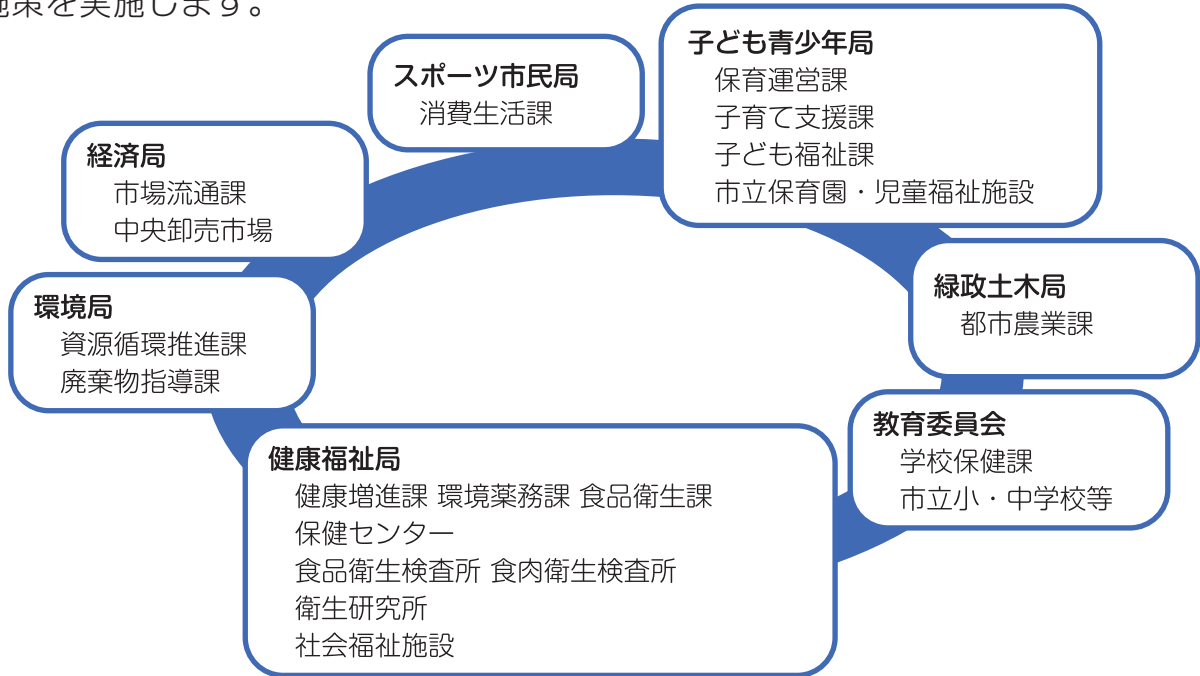
(2) 名古屋市食の安全・安心推進会議（以下「推進会議」という。）

食の安全・安心条例に基づいて設置します。この会議では、学識経験者、事業者、消費者、市が、食の安全・安心の確保のための施策や関係者間の相互理解に関する事などについて協議します。



(3) 食の安全・安心の確保の実施体制

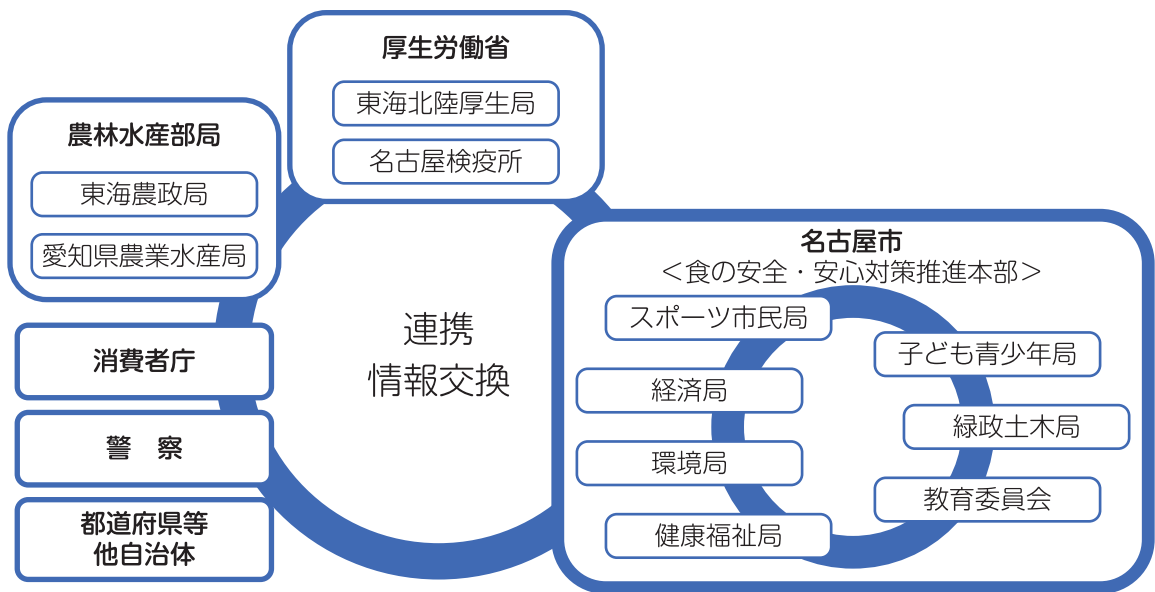
次の体制により、関係局・委員会の連携を図りながら、食の安全・安心に関する施策を実施します。



(4) 関係機関との連携協力体制

多くの食品は、複数の自治体にわたり広域に流通しており、また、食中毒が発生した場合、患者が複数の自治体に関わる場合があります。

そこで、日頃から連絡会議等を通じて関係機関と情報交換を行うほか、大規模食中毒発生時や広域流通食品、輸入食品の違反発見時等においては、国や他自治体など関係機関と連携協力して、食の安全を確保します。



6 行動計画の管理

(1) 公表

行動計画を定めたとき、または変更したときは、食の安全・安心条例第7条第4項及び第5項の規定に基づき、市公式ウェブサイトなどで速やかに公表します。

(2) 進捗状況の検証

行動計画に基づく施策の実施状況は、推進本部において進捗状況を管理するとともに、推進会議に報告し、施策の推進方法について意見を求めます。また、実施状況については市公式ウェブサイトなどで公表します。

